

公共工事に対する不当介入対処要領

(最終改正 平成28年4月1日)

1 趣旨

この要領は、市発注工事に対し、不当な介入があった場合の対処方法を定める。

2 用語の定義

(1) 不当介入

当該工事に関し、「いわれのない要求」があり、この要求の過程の中で、不穏な言動あるいは工事の進行を妨げるか、障害が生じる恐れをいだかせる言動がある行為をいう。

「いわれのない要求」とは、次のア～エに掲げる事項のいずれかに該当するような場合をいう。

ア 要求者が工事に関する直接の利害関係者でない場合（代理人である場合は代理関係が明らかでない場合）

イ 要求の基となる具体的な事実が現実には存在しないか、明らかでない場合

ウ 要求の基となる具体的な事実と比較して、要求内容が過大である場合

エ 要求内容が、発注者である市又は請負業者（下請業者を含む。）の意に反する行動又は措置を求めるものである場合

(2) 関係局等

工事起工、設計、契約、工事監督及び技術監理局の各工事関係局等及び安全・安心推進部をいう。

3 暴力団等の介入

暴力的組織の構成員であることを誇示し、あるいは匂わせての介入は、暴力団等の不当介入として取扱い、「いわれのない要求」の有無にかかわらず、この対処要領の対象とする。

4 疑似団体行為による不当介入

正規の団体あるいは当該団体の役員又は構成員（以下、団体等という。）の名において行われる要求あるいは介入であっても、この要領で規定する「不当介入」の定義に該当する行為（いわゆるエセ右翼行為、エセ同和行為をいう。）は、疑似団体行為として、この対処要領の対象とする。

5 不当介入に対する基本的な対処方針

(1) 公共工事に対する不当介入は、公共事業の工期の遅延をもたらすとともに工事に使用されるべき公費の一部が工事と関わりのない部外者に流れることにより工事の質の低下を招くおそれがある。また、場合によっては暴力団等の資金源となるおそれもあり、決して容認できないものである。

(2) 公共工事の請負業者に対して不当介入があった場合は、請負業者だけの問題としてとらえず、発注者である市の問題として受け止めて対応する。

(3) 不当介入を受けた請負業者を孤立させず、市の関係局等を挙げて対応するとともに、協力業者に対しては相応の優遇措置を取ることで、不当介入を排除する機運の高揚を図る。

6 不当介入に対する具体的な対処方法

(1) 請負業者に対する不当介入

- ア 関係局等は、請負業者から通報又は相談を受けた場合あるいは不当介入に関する情報を直接把握した場合等は、直ちに必要な他の関係局等に通報する。
- イ 工事監督課は、請負業者から事情を聴取し、不当介入であるかどうかを判断する。判断が難しい場合は、技術監理局又は安全・安心推進部と協議する。
- ウ 不当介入であると判断した場合は、直ちに技術監理局又は安全・安心推進部に通知し、対応方法を協議し、決定する。
- エ 対応方法の協議及び決定に当たっては、技術監理局又は安全・安心推進部は必要に応じ、関係局等との会議を開催する。
- オ 工事監督課は、請負業者に決定した対応方法を伝え、厳正に対応するよう指示する。
- カ 工事監督課は、常に請負業者と連絡を保って請負業者と不当介入の相手方の交渉経過の把握に努め、内容を逐一技術監理局又は安全・安心推進部に通知する。
- キ 技術監理局及び安全・安心推進部は、不当介入の内容に応じ、市内部の関係局等あるいは警察との協力体制を整える。

(2) 市に対する不当介入

- ア 工事に関し不当介入を受けた関係局等は、直ちに他の関係局等に通報するとともに、技術監理局又は安全・安心推進部に通知し、対応方法を協議し、決定する。
- イ 対応方法の協議及び決定に当たっては、技術監理局又は安全・安心推進部は必要に応じ、関係局等の会議を開催する。
- ウ 工事監督課は、請負業者に不当介入の内容を通知するとともに、決定した対応方法を伝え、対応に遺漏のないよう指示する。
- エ 技術監理局及び安全・安心推進部は、不当介入の内容に応じ、市内部の関係局等あるいは警察との協力体制を整える。

7 不当介入の排除に協力した建設業者に対する対応

- (1) 不当介入の排除に積極的に協力した業者は、指名競争入札における業者選定において優良業者として取り扱う。
- (2) 不当介入の排除に著しい貢献をした建設業者に対しては、技術監理局及び安全・安心推進部から感謝状を贈呈する。
- (3) 不当介入を排除したために生じた工期の遅延は、北九州市工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第21条に規定する「その他乙の責に帰すことができない事由」に該当するものとし、請負業者からの申出があれば原則として工期の延長を承認するものとする。
- (4) 請負業者からの申出があり、不当介入を排除するために特に必要があると認めるときは、契約約款第19条又は第20条に基づき設計図書の変更又は工事の一時中止を行うことができるものとする。この場合において、請負業者が受けた損害は、請負業者からの申出があれば第19条又は第20条第3項に基づき市が必要な費用を負担する。
- (5) 不当介入を排除するために契約約款第27条に定める損害が生じた場合において、請負業者からの申出があり、損害が不適切な指示等市の責に帰すべき理由により生じたものであると認められるときは、同条に基づき市がその費用を負担する。

8 その他

その他この要領の運用に当たって必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。